

入札参加資格審査申請書送付票(建設工事等)

- ・この「入札参加資格審査申請書送付票」に必要事項を記入してください。
- ・該当する項目のチェック(申請者)欄に「✓」を入れ、本票を申請書とともに提出してください。
- ・提出書類は、上から送付票、付票、提出書類1(①～⑭)、提出書類2(⑮～⑰)、その他の順で市販ファイル(A4)に綴じて、返信用封筒とともに提出してください。

建設業 許可番号	許可(般 ・ 特 ー) 第 号	
会社名又は個人名		
連絡先	所属	
	氏名	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	

※電話番号は、日中に連絡を取ることができる番号をご記入ください(携帯電話でも可)

提出書類	提出区分		確認事項	チェック欄		連絡事項
	工事	設計		申請者	公社	
①建設工事等競争入札参加資格審査申請書	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ■申請書の提出月日を記載している。 ■申請受付期間内の月日としている。 ■代表者所在地は、営業所一覧表の主たる営業所(設計等を希望する方は登記簿の本店)の住所が記載されている。 ■代表者印を押印している。 ■希望する資格全てに漏れなく、○印を記載している。(①付票の「11希望する資格の希望欄」と一致している。) ■契約履行が可能な地域全てに漏れなく、○印を記載している。(①付票の10契約履行が可能な地域欄と一致している。) 			
②経営規模等評価結果通知書の写し	◎		<ul style="list-style-type: none"> ■総合評定値通知書の写しがある。 ■審査基準日が令和4年9月2日以降である。 ■希望する資格(手引きP4「左の種類に対応する建設業の許可業種」)に完成工事高がある。 ■健康保険、厚生年金保険、雇用保険のすべてが加入又は適用除外である。 			
社会保険等に加入したことが確認できる書類及び直近の保険料領収書の写し)	○		<ul style="list-style-type: none"> ■経審で社会保険等に未加入があり、審査基準日までに加入した場合、社会保険等に加入したことが確認できる書類 かつ 直近の保険料領収書の写しがある。 			
③事業経歴書		◎	<ul style="list-style-type: none"> ■業務委託料の額は税抜き価格で記載している ■未成事業は記載していない。 ■各資格毎に、別葉で作成している。 			
④身分証明書の写し(個人事業主の方)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ■申請日前3月以内で市町村発行のものである ■個人事業主である。 			
⑤登記事項証明書の写し(法人の方)	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ■履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書は、申請日前3月以内である。 			

提出書類	提出区分		確認事項	チェック欄		連絡事項
	工事	設計		申請者	公社	
⑥許可・登録に関する証明書の写し	◎		■建設業許可通知書の写し			
	○		■更新前の建設業許可通知書の写し (2年以上の継続を確認できない場合)			
	◎		■営業所一覧表の写し(主たる営業所の所在地が記載されているもの)			
	○		■一部廃業届の写し			
		○	■建築士事務所登録申請書(控)等の写し (建築設計を希望する方)			
		○	■測量業者登録通知書の写し (測量を希望する方)			
		○	■各種登録通知書の写し(土木設計、地質調査技術資料作成を希望する方)			
⑦道税に滞納がないことの証明書の写し	◎	◎	■申請日前3月以内である。 ■道に納税の義務がない方は、本店都府県の法人事業税の納付証明書がある。 ■納税証明書ではない。			
⑧消費税等に未納がないことの証明書の写し	◎	◎	■申請日前3月以内である。			
⑨誓約書	◎	◎	■日付は申請日と同じである。			
⑩社会保険等適用除外申出書		○	■記載内容の確認をした。			
⑪建設工事等競争入札参加資格審査申請書付票	◎	◎	■A3版で提出 ■住所は郡名は記載せず、市町村名から記載している。(道外は県名から記載) ■住所は郵便物が届く範囲内である。 ■希望する資格に記載漏れはなく、申請書と一致している。 ■希望する資格に完成事業高がある。 ■希望する発注支所に記載漏れはない。 ■資格毎の完成事業高が事業経歴書の合計と合致している。			
⑫組合構成員名簿	○	○	■名簿がある。【注2】			
⑬官公需適格組合証明書	○	○	■証明書の写しがある。【注2・3】			
⑭当該組合の定款	○	○	■定款の写しがある。【注2】			
⑮契約書又は請書の写し(1年以上前)		◎	■審査基準日において、引き続き1年以上前からその事業を営んでいることを証する書類である。(資格の種類毎) ■資格の種類及び「1年以上前」と記載されている。(付箋に記載でも可)			
⑯契約書又は請書の写し(直前1年間)		◎	■審査基準日の直前1年間に事業高があったことを証する書類である。(資格の種類毎) ■資格の種類及び「直前1年間」と記載されている。(付箋に記載でも可)			
⑰社会保険等の領収書及び納入告知書等の写し		○	■社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況が確認できる書面である。 (建設工事の資格を希望する場合は不要)			
◆資格決定通知書用返信用封筒	◎	◎	■長形3号サイズ程度で、あて先が記載してあり、切手を貼付している。			

注1 ◎印は全ての方、○印は該当する方が提出する書類

審査基準日：令和6年1月1日

- 2 協同組合等の場合
- 3 官公需適格組合の証明を受けている場合
- 4 持参する場合でもこの送付票は添付すること